

2021年9月分

# 製造業特定技能外国人材相談窓口

## Monthly FAQ

多く寄せられるご質問の解説

### 今月のテーマ

### 「請負契約での受入れについて」

# 請負契約で製品を製造していますが、特定技能制度を利用できませんでしょうか。

製造3分野において、請負の場合でも条件を満たしていれば受入れが可能です。

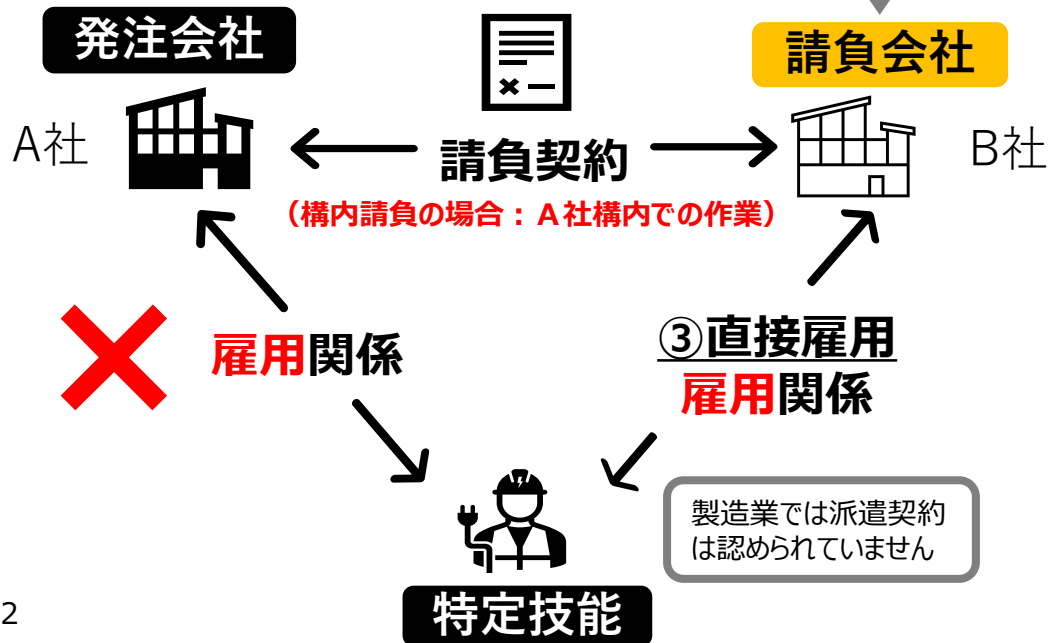
## 【条件】

- ① 請負会社において、**特定技能外国人材を受け入れる事業所毎に**製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員になること  
\* 請負会社が製造する製造品が、**製造3分野で定める日本標準産業分類**に該当すること
- ② 従事する特定技能外国人材の業務区分が**製造3分野で定めるものに**該当すること ③ 請負会社と特定技能外国人材が**直接雇用契約を締結していること**

## 請負契約について

### ① 受入れ協議・連絡会構成員

\* 特定技能外国人材が従事する事業所毎に加入することが必要  
(この場合の受入れ会社はB社、受入れ事業所はA社となる)



## 構内請負について

請負会社の従業員が発注者の**事業所**において、場所や設備を借りて製造工程を行います。

